

改正 平成27年8月24日東医大発第513号 平成28年5月27日東医大発第268号

平成28年11月25日東医大発第548号

（趣旨）

第1条 この規程は、東京医科大学動物実験委員会規程第2条第3項の規定に基づき、動物実験計画の審査及び履行結果の把握を行うため、動物実験倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置き、倫理委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 倫理委員会は、動物実験に関し次に掲げる事項について審議する。

- （1）動物実験計画書
- （2）動物実験計画書の履行結果
- （3）その他東京医科大学動物実験委員会（以下「実験委員会」という。）委員長の諮問する事項

（構成）

第3条 倫理委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- （1）動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
- （2）実験動物に関して優れた識見を有する者 2名
- （3）その他学識経験を有する者 1名
- （4）その他倫理委員会が必要と認める者 若干名

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 倫理委員会に委員長を置き、委員より互選された者をもって充てる。

- 2 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、倫理委員会の審議事項を実験委員会委員長に報告するものとする。

（会議）

第6条 倫理委員会は、委任状を含め委員の過半数の出席をもって成立し、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 倫理委員会は、それぞれの職務上、必要に応じて開催するものとする。

（委員以外の出席）

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 倫理委員会に関する事務は、大学キャンパスの疾患モデル研究センターにおいて行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃については、倫理委員会の議を経て、実験委員会が決定する。

附 則

この規程は、平成19年5月16日より施行する。

附 則（平成27年8月24日東医大発第513号）

この規程は、平成27年8月24日から施行し、平成27年6月19日から適用する。（全部の改正）

附 則（平成28年5月27日東医大発第268号）

この規程は、平成28年5月27日から施行し、平成28年5月1日から適用する。（第8条の改正）

附 則（平成28年11月25日東医大発第548号）

この規程は、平成28年9月28日から施行する。（題名、第1条から第3条まで、第5条、第6条、第8条及び第9条の改正）